

西大寺高塚町自治会規約

改訂日：令和3年4月20日

(名 称)

第1条 本会は、「西大寺高塚町自治会」と称し、事務所を会長宅におく。

(会 員)

第2条 本会は、西大寺高塚町在住者及び隣接地域の地縁住民で、世帯単位で入会を希望する者を会員とする。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と連帯感を高め、住民福祉の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 奈良市からの連絡事項の伝達
2. 保健衛生・環境衛生・防犯防災及び青少年の健全な育成と社会教育に関する事業
3. 会員及び会員の同居家族にかかわる福利厚生
4. その他、本会の目的達成に必要な事項

(組 織)

第5条

1. 本会は、「組」を編成し、その数は別に定める。
2. 各組の戸数について不均衡が生じた場合には自治会総会の承認により、再編することができる。

(役員と組長・相談役)

第6条 本会には、次の役員及び組長をおく。

会 長	1 名	副会長	若干名	会 計	1 名	幹 事	若干名
会計監査	1 名	組 長	各組1又は2名	相談役		前・元自治会長	

(役員及び組長・相談役の任務)

第7条

1. 会長以下役員は本会の会務を行う。
2. 会長は本会を代表し総会、拡大役員会、役員会を召集する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
4. 会計は本会の会計業務を遂行する。
5. 会長は必要な業務を各役員に委嘱できる。
6. 会計監査は本会会計の監査を行う。
7. 組長は役員と協力して組内の運営にあたり、会員の意見を取りまとめると共に、文書等の
回覧を行う。また、自治会費の徴収を行う。
8. 相談役は役員会の要請があれば助言をおこない、円滑な自治会運営の支援を行う。

(任期)

第8条

1. 本会の役員任期は1年とし、3期を限度として再任を妨げない。
2. 組長の任期は、原則として1年とする。
3. 任期中にやむを得ざる理由により役員及び組長の欠員が生じたときは、当該役員及び組長
を選出していた組からの選考を軸に補充することができる。
補充された役員及び組長の任期は、前任者の残存任期とする。

4. 役員及び組長は任期満了後、後任者が決定するまでは任務を遂せねばならない。

(役員及び組長の選出)

- 第9条 1. 本会の会長については、任期の終了する2ヶ月前に2週間の届け出期間を設け、自薦、他薦に関わらず立候補を受け付ける。他薦による立候補者については本人の意思確認と同意が必要である。
立候補者が複数以上の場合は全会員による選挙を実施し、最高得票を獲得した者を会長とする。
2. 立候補者なき場合は、届け出期間終了後に拡大役員会を開き、候補者を選考し就任を要請する。
3. 本会役員は各組から選出された複数名により構成され、総会の承認を得るものとする。
なお、原則として組長を兼務できないものとする。
4. 組長は各組で互選し1名を選出する。

(会の機関)

- 第10条 本会に次の機関をおく。
1. 総会 2. 拡大役員会 3. 役員会

(総 会)

- 第11条 1. 総会は最高の決議機関で、定期総会と臨時総会とする。
2. 定期総会は毎年度初に開き、臨時総会は必要ある場合に開くものとする。
3. 総会は、次の事項を承認する。
①決算 ②予算 ③年度活動計画 ④役員の承認 ⑤会費の額の決定
⑥規約の改廃 ⑦その他重要事項

(拡大役員会)

- 第12条 1. 拡大役員会は役員及び各組長をもって構成し、総会に代わって広く意見を聴く場とし、9月・3月に開催するほか、必要に応じて開催できる。
2. 内規の改正を承認することが出来る。
3. 次年度役員の選考

(役員会)

- 第13条 役員会は、本会の業務運営を協議し推進すると共に次の事項を立案する。
1. 予算及び決算 2. 年度活動計画 3. 規約と内規の制定及び改廃
4. 会費の額の変更 5. その他必要事項
6. 役員会は、役員会の決定事項、自治会内外からの伝達事項、訃報その他の会員の動向などで、会員に知らせる必要のある事項について速やかに会員に知らせなければならない。

(議 事)

- 第14条 1. 総会は、委任状を含む会員の2/3以上の出席で成立し、議事は出席会員の過半数をもって決する。但し、委任状は欠席1会員につき1名とする。
2. 但し、規約改廃及び会費の額の改定は各会議の出席者の2/3をもって決する。
3. 会計監査は役員会、拡大役員会及び総会の成立要件と議決には加わらない。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会 計)

第16条 本会の経費は会費、寄付金、市交付金、その他の収入をもって充当する。

(会 費)

第17条 本会の会費は年額1,800円（月額150円）とし、年度初めに徴収する。

(資産管理と債権放棄)

- 第18条
1. 役員会と会計は自治会資産の運用と管理について、善管注意義務をもって管理しなければならない。
 2. 会員は退会する場合、自治会資産に関する全ての債権を放棄するものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第19条
1. 町籍簿、会員名簿及び自治会案内板の管理は自治会長の専管事項とし、秘密厳守の責を負う。
 2. 個人情報は災害発生時の安否確認、福利厚生関係取扱いの基礎資料及びその他自治会運営上必要な場合に限って使用できるものとし他の目的では一切使用してはならない。
 3. 会員名簿については、当該年度役員及び当該年度組長に全会員名簿を配布するが、任務終了後は返却願うものとする。許可なく自治会外への開示を一切禁じる。
 4. 会員地図は新入会時及び適時に配布するものとする。

(その他)

第20条 各会議の議事録、入出金伝票、会計帳簿と決算書及び資産台帳は10年間保管とする。

(付 則)

第21条 この規約の運用にあたり別に内規を定める。内規は拡大役員会の議決により改訂できるが、後日総会に報告することを要する。

改訂記録： 平成10年4月、11年4月、13年4月、14年4月、16年4月、16年6月、17年4月、
平成18年4月、23年2月、25年4月、26年4月、28年4月、31年3月、令和3年4月

<改訂履歴>

改訂年月日	旧条項	改訂条項	改訂事由
平成28/04/03	第6条 組長 各組1名	第6条 組長 1名又は2名	現状、前後期の組長の2名の為実情に合わせる
平成31/03/31	第12条 年度初め、上半期の期初、年度末に開催	第12条 9月・3月に開催	旧条項では、3度開催になる為
令和02/04/20	第7条の7. 項 及び県市からの広報誌その他の配布	第7条の7. 項 左記の旧条項文を削除した	県市からの広報誌などは県市が独自で配布するようになったため

令和02/04/20	第8条 の2. 項 6ヶ月 (組によっては1年)	第8条の2. 項 <u>1年</u> に変更した () 内は削除した	組長の仕事量が以前より 減少、自治会費徴収の一 本化、アンケート 調査の実施 結果考慮
令和02/04/20	第9条 の1. 項 1ヶ月前に1週間	第9条 の1. 項 <u>2ヶ月前に2週間</u> に変更、 <u>他薦による立候補者につ</u> <u>いては本人の意思確認と</u> <u>同意が必要</u> を追記した	会長就任要請を1ヶ月前に 1週間の期間では短すぎる 他薦の場合、候補者本人 の意思確認が必要である
令和02/04/20	第17条 月額200円とする。但し 6ヶ月単位で前納を求め ることができる。	第17条 <u>年額1,800円(月額150円)</u> とし、 <u>年度初めに徴収す</u> る	積立金は別として、年度 毎の収入と支出を勘案し ても繰越金の範囲内で収 まると計算でき、値下げ は可能と判断
令和03/04/20	第19条 の3. 項 当該年度組長に当該年 度役員、組長及び当該 組会員名簿を配布	第19条 の3. 項 <u>及び当該年度組長に全会</u> <u>員名簿を配布</u> に変更した	当該年度組長に当該年度 役員、組長及び当該組会 員名簿などは配布されて いない 現状、全会員名簿を配布 中

内 規

改訂日：令和6年3月31日

1、会計の補則

- 1 金銭の出納に際しては、入出金伝票に目的・支払先・取扱者名を表記し、納品書・領収書等を添えて会計に提出し入出金しなければならない。
- 2 会計は、入出金伝票に基づき金銭出納簿に記帳し、入出金伝票・納品書・領収書等の証票と共に10年間保管しなければならない。
- 3 会計及び役員会は、自治会の金融資産について善管注意義務を持って管理しなければならない。
- 4 固定資産については、個々に管理番号を付すと共に管理台帳にて管理しなければならない。
- 5 会員が転居により退会する場合は、前納した会費のうち、転居の翌月以降の期間に該当する会費について、払い戻しを受けることができる。
- 6 1件3万円以上の支出については、役員会の承認を要するものとする。

2、福利厚生関係

- 1 会員及び同居の家族の葬儀に際しては、香典を1万円とする。

- 2 会員及び同居の家族の結婚に際しては、祝い金として5000円を贈る。
- 3 会員及び同居の家族の出産に際しては、祝い金として3000円を贈る。
- 4 会員及び同居の家族の2週間以上の入院に際しては、同一人の西大寺高塚町在籍期間中一度に限
り3000円の見舞い金を贈る。
- 5 会員及び同居の家族に、敬老祝いは連合会からのもののみとする。

3、その他

- 1 「ごみ収集ネット」と「ごみ収集ボックス」は自治会にて購入するものとし、維持管理について
は各組の責任において実施するものとする。（メンテナンス費用、買い替え費用は自治会にて負担する。）
- 2 役員会は、自治会所有の消火器について、定期的に点検管理をしなければならない。
- 3 自治会の活動のため自治会外に出かける場合、その旅費その他実費請求が可能なものについて実
費弁償を受けることができる。
- 4 自治会長へ活動補助費として年間10000円の支払いを行うものとする。

改訂記録：平成16年6月、18年10月、26年4月、27年4月、令和2年3月、令和6年3月

<改訂履歴>

改訂年月日	旧条項	新条項	改訂理由
令和2/03/22	2、福利厚生関係 ①会員及び同居の家族の葬儀に際しては、 <u>門楹一對と香典5000円を供えると共に、自治会として必要な手伝いをするものとする。但し、門楹が不要の場合は、香典を1万円とする。</u>	2、福利厚生関係 ①会員及び同居の家族の葬儀に際しては、香典を1万円とする。 (旧条項の____線部分を削除)	近年は門楹（かどしきみ）を実施するご家族も少なく、内規に定められている故、葬儀の形態を確認する必要があり戸惑う事が多い為。
令和2/03/22	2、福利厚生関係 ⑤会員及び同居の家族に、敬老祝いを <u>実施することができる。</u>	2、福利厚生関係 ⑤会員及び同居の家族に、敬老祝いは <u>連合会からのもののみとする。</u> (旧条項の____線部分を新条項の____線部分に改訂)	自治会では毎年連合会から実施されている敬老祝いを贈呈させていただいているが、自治会からも実施すべきなのか、はっきりせず戸惑う為。

<改訂履歴>

改訂年月日	旧条項	新条項	改訂理由
令和2/03/22	3、その他 ①「ごみ収集ネット」は自治会にて購入するものとし、維持管理については各組の責任において実	3、その他 ①「ごみ収集ネット」と「ごみ収集ボックス」は自治会にて購入するものとし、維持管理について	ほとんどの組が「カラスいけいけ」を採用しており初回設置費用のみ自治会負担は不合理になってきている事や、自治会費

	施するものとする。（メンテナンス費用、買い替え費用は自治会にて負担する。） <u>「カラスいけいけ」は盗難防止用チェーンを含め初回設置費用は自治会にて購入するものとし、維持管理については各組の責任において実施するものとする。（メンテナンス費用は「ごみ収集ネット」運用と同等の範囲内で自治会にて負担する。）</u>	は各組の責任において実施するものとする。（メンテナンス費用、買い替え費用は自治会にて負担する。） （旧条項の____線部分を削除し新条項に____線部分を追記）	は会員共有の財産であり、自治会が2回目以降も全て負担していく事の方が合理的と考えるなら、分けて明記する必要があるから。
令和6/03/31	規約第12条の1項 拡大役員会は<u>役員及び各組長</u>をもって構成し	規約第12の1項 拡大役員会は<u>役員及び各組長・一般会員</u>をもって構成し （旧条項に一般会員を追記）	役員、組長以外の住民より拡大役員会への参加の申し出があり、第21条の規約の運用にあたり別に内規を定めるとあるため。